

「平成 30 年度学生募集要項」一部修正について

「平成 30 年度学生募集要項」5, 10, 16 ページの 2. 受験資格について、下記のとおり修正いたします。

記

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者及び平成 30 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び平成 30 年 3 月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成 30 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者
 - ① 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者、又これらに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
 - ④ 文部科学大臣が指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び平成 30 年 3 月 31 日までに合格見込みの者
 - ⑥ 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で 18 歳に達した者

以上